

にっぽんど真ん中祭り総踊り曲 使用に関する規定

財団法人にっぽんど真ん中祭り文化財団

以下の規定に該当しない場合、財団法人にっぽんど真ん中祭り文化財団（以下 財団）が管理する総踊り曲（以下 総踊り曲）の使用（無償）を認めます。

1. 次に該当する場合は有償使用（1日につき 1,000 円）となります。
参加費・協力金・必要経費等を要する催物（祭り・練習会等含）
2. 次に該当する場合は有償使用（1日につき 5,000 円）となります。
 - 1）特定の企業協賛広告（対価性のある広告とみなされる露出）がある場合
 - 2）報酬等が発生する催物出演
 - 3）参加費・報酬等を要する総踊り指導
3. 次の場合は使用を認めません。
 - 1）思想・信条又は信教等に関するものと推定される場合
 - 2）政治活動と推定される場合
 - 3）公序良俗に反すると推定される場合
 - 4）よさこい・YOSAKOI ソーラン等の名称又は企画下で使用される場合
 - 5）財団が不相当と認めた場合

にっぽんど真ん中祭りの総踊り曲を使用する場合、以下の遵守事項を必ずご確認ください。

1. にっぽんど真ん中祭りの理念を理解し、地域活性化のため広く普及振興に努めてください。
2. 総踊り曲を使用する場合は、一週間前までに財団へ申請をしてください。但し、上記のように許可できない場合がありますので、お早めに申請ください。
3. 催物において総踊り曲を使用する場合、申請及び使用料の支払いは主催者が行ってください。
4. 催物において総踊り曲を使用する場合でも、催物の趣旨・内容等における主な部分でない場合は、前項に限りません。
5. 催物において総踊り曲を使用する場合、パンフレット等の開催告知媒体を製作する場合、及び、会場に案内等の看板を設置する場合は、「協力（財）にっぽんど真ん中祭り文化財団」のクレジットを公示してください。
6. 有償使用の場合は、全て事前振込とします。（ 1 .）
7. 催物において総踊り曲を使用する場合、にっぽんど真ん中祭りの総踊り曲であることを公表してください。
8. 有償使用における催物の場合は、開催報告書を提出してください。（ 2 .）

1. 有償使用の場合は、催物の開催前日までに、現金振込にて支払うものとする。事後の振込の場合は、1,000 円を加算いたします。

振込先 三菱東京 UFJ 銀行 名古屋営業部 普通預金 1297103

財団法人にっぽんど真ん中祭り文化財団 理事長 岡田邦彦

2. 報告書には、開催日時・場所（広域図・会場平面図等）・主催者名・催事内容（スケジュール等）・総踊り曲の使用状況（使用曲名・使用時刻、時間・現場の状況・参加者、観客の反応等）・感想等を記入の上、開催後一週間以内に財団まで郵送等でお送りください。

この規定は、適宜状況に合わせて変更となります。